給与支払報告書（個人別明細書）の記入方法①

※詳細は国税庁HP掲載の『給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き』をご覧ください。

年末調整して控除対象配偶者を有する
　もしくは
年末調整しないが源泉控除対象配偶者を有する

→【有】欄に「○」を記載します。
→老人控除対象配偶者である場合には【老人】欄に「○」を記載します。

小規模企業共済等掛金がある場合には**上段に内書き**します。
下段には、社会保険料の金額と小規模企業共済等掛金の額の**合計額**を記載します。

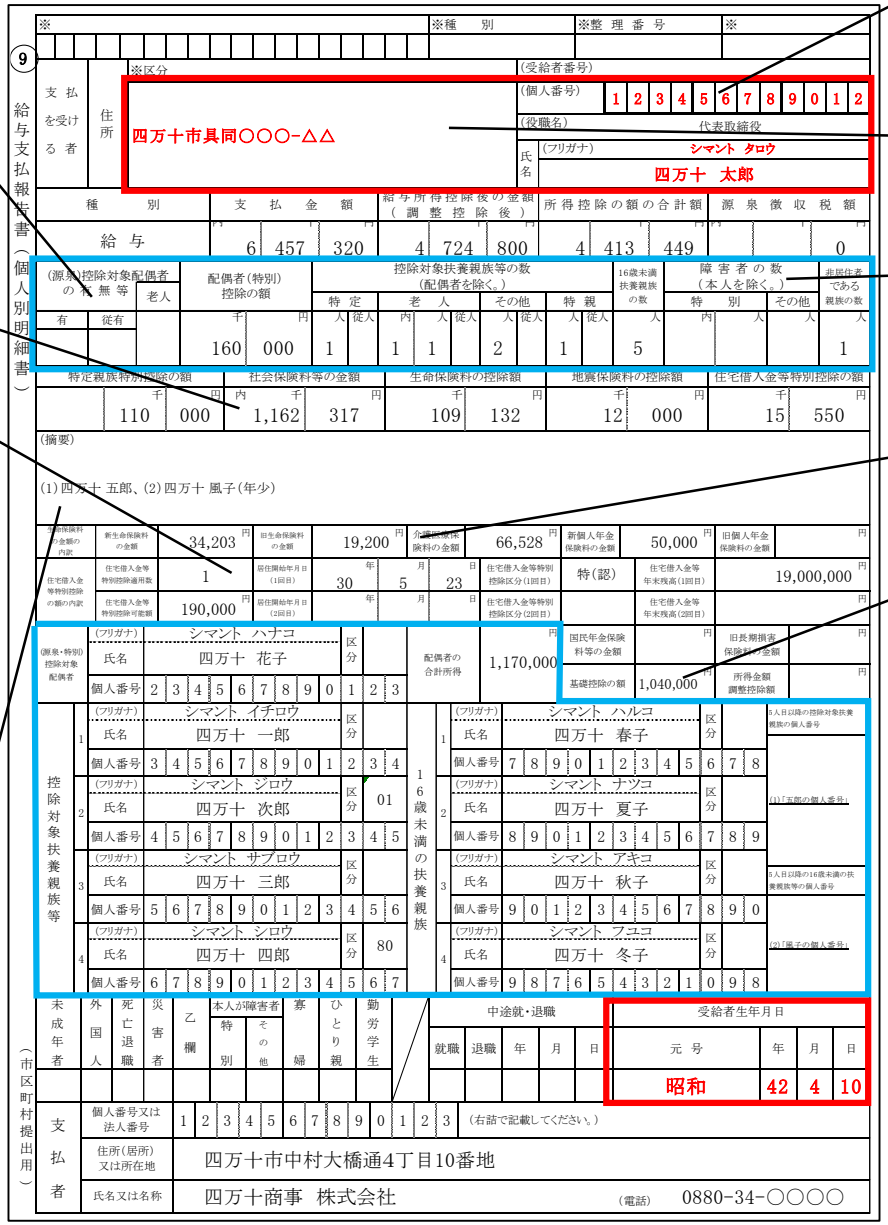
・「住宅借入金等特別控除可能額」には、給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書に記載された住宅借入金等特別控除可能額が、算出税額を超える場合に記載します。（※住民税の控除額に影響がありますので、該当する場合は必ず記載してください）
・居住年月日は**和暦**で年、月、日と分けて記載します。

・控除対象にならない同一生計配偶者がいて、その同一生計配偶者の障害控除を適用する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください。
（例）「氏名（同配）」

・所得金額調整控除の適用がある場合は、該当する要件に応じて記載してください。
（例）「氏名（調整）」
ただし、該当要件の対象者の氏名が記載例青枠の控除対象扶養親族等の欄に記載されている場合は、摘要欄への記載は省略できます。

・就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、その内容を記載します。

・租税条約に基づいて源泉徴収税額の免除を受ける方については、「○○条約○○条該当」と赤書きします。



個人特定のため、収集済みのマイナンバーは必ず記載してください。

給与の支払を受ける方の**令和９年１月１日現在の住所地**を記載します。

同一生計配偶者や扶養親族のうち、障害者に該当する人数を記載します。
また【内】の欄には、そのうち同居を常としている方の人数を内書きします。

生命保険料控除がある場合は、その控除額の計算根拠になる**支払金額の内訳についても記載**してください。

基礎控除の額は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。

■赤枠…個人特定に必要なため、必ず記入してください。
■青枠…配偶者と扶養親族等についての項目です。
　上枠に記載した人数と、下枠に記載した扶養親族の数が一致していることを確認してください。

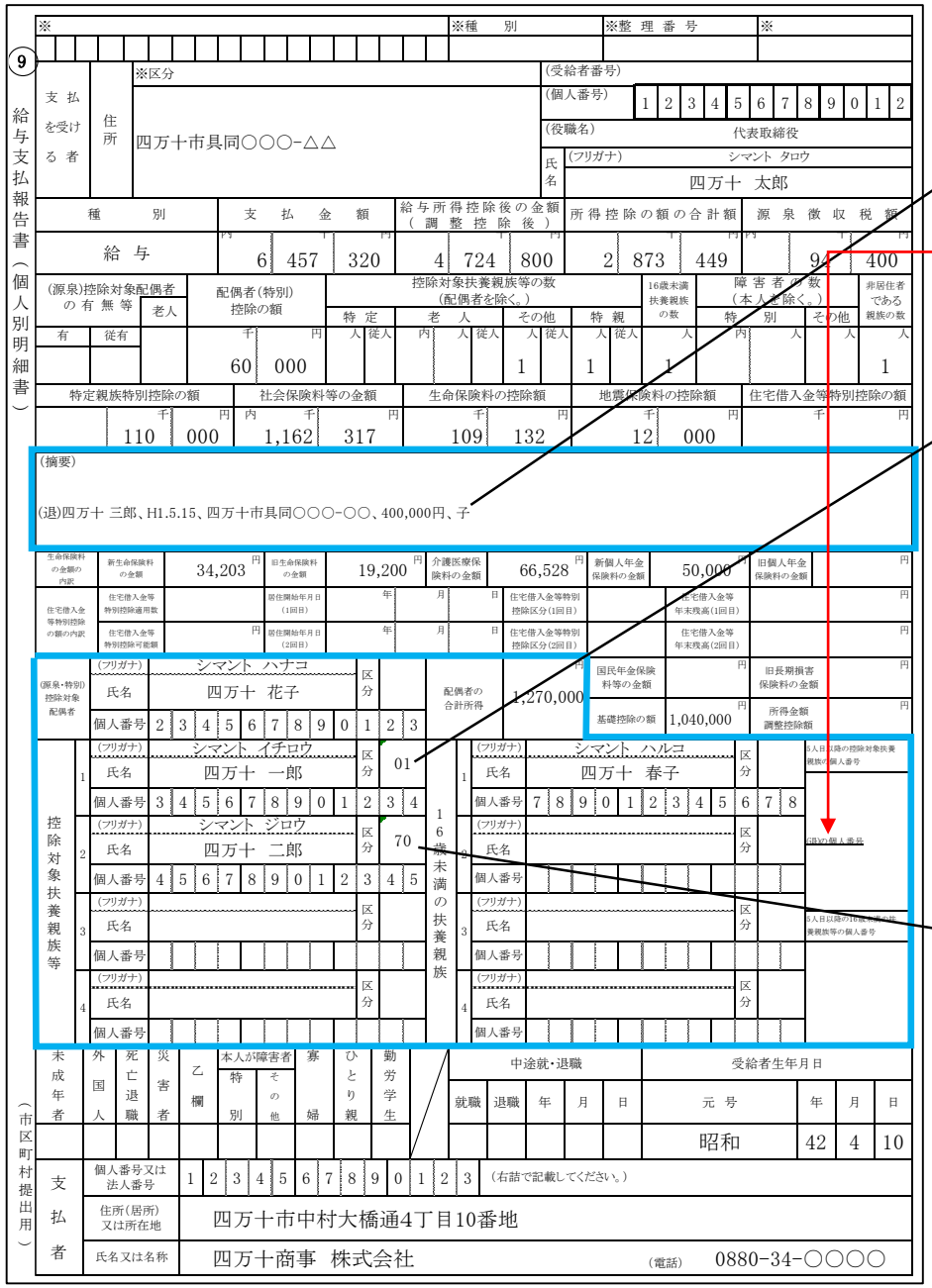
【用語の解説】
・**源泉控除対象配偶者**とは、受給者（合計所得金額が900万円以下）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下である方

・**同一生計配偶者**とは、受給者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が58万円以下である方

・**控除対象配偶者**とは、同一生計配偶者のうち、合計所得が1,000万円以下である受給者の配偶者の方

給与支払報告書（個人明細書）の記入方法②

※詳細は国税庁HP掲載の『給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き』をご覧ください。



源泉徴収された退職所得がある配偶者または扶養親族がいる場合には、「（摘要）」欄に「（退）」に続けて次の内容を記入してください。

氏名、生年月日、住所、退職所得以外の所得金額、続柄、障害区分、寡婦・ひとり親区分

また、対象者の個人番号を右下の備考欄へ記載します。

○親族氏名等の記入欄

控除対象配偶者・16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者の場合は「区分」欄に「〇」　を、控除対象扶養親族については「区分」欄に以下の数字を記入してください。

区分	控除対象扶養親族の区分
空欄	居住者
01	非居住者（30歳未満または70歳以上）
02	非居住者（30歳以上70歳未満、留学生）
03	非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）
04	非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金）

※年齢は令和８年１月１日時点、送金は令和７年中のもの
※「居住者」とは日本国内に「住所」を有し、または、現在まで引き続き１年以上「居所」を有する個人をいい、「居住者」以外の個人を「非居住者」と規定しています。

○特定親族特別控除

19歳以上23歳未満の親族等で、事業専従者および控除対象扶養親族に該当しない（所得58万円を超える）ものを有する場合に利用できる控除です。該当する場合は、居住者区分と所得額に対応した数字を「区分」欄に記入してください。

区分（居住者）	区分（非居住者）	合計所得の範囲	控除額
10	11	62万円超　85万円以下	63万円
20	21	85万円超　90万円以下	61万円
30	31	90万円超　95万円以下	51万円
40	41	95万円超　100万円以下	41万円
50	51	100万円超　105万円以下	31万円
60	61	105万円超　110万円以下	21万円
70	71	110万円超　115万円以下	11万円
80	81	115万円超　120万円以下	６万円
90	91	120万円超　123万円以下	３万円